

I 中期経営計画の策定趣旨と位置付け

1 策定趣旨

水道局では、事業環境の変化や経営課題を踏まえ、水道事業経営の基本となる長期的な事業計画として、平成 22 年 3 月に「仙台市水道事業基本計画（平成 22～31 年度）～杜の都水道ビジョン～」(以下「基本計画」という。)を策定しました。

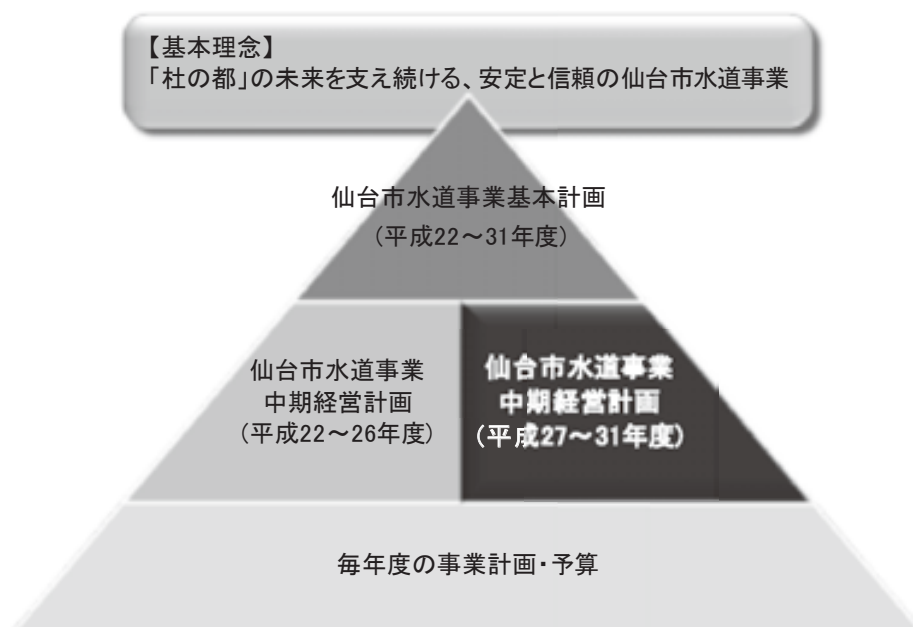
また、基本計画で掲げた「『杜の都』の未来を支え続ける、安定と信頼の仙台市水道事業」という基本理念を実現するため、前半 5 年間ににおける具体的な事業内容と財政的な裏付けを盛り込んだ「仙台市水道事業中期経営計画（平成 22～26 年度）」(以下「前期計画」という。)を策定し、進捗管理を行いながら着実な事業経営に取り組んできました。

この度、前期計画期間の満了に当たり、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災(以下「震災」という。)という未曾有の災害に直面した経験と教訓、そして現状と新たな課題を踏まえつつ、基本理念の実現に向けた施策や事業を推進していくため、新たに後半 5 年間の「仙台市水道事業中期経営計画（平成 27～31 年度）」を策定することとしました。

2 位置付け

本計画は、本市水道事業の最上位計画として位置付けている基本計画の後半 5 年間の実行計画であり、国が平成 25 年 3 月に策定した「新水道ビジョン*」(以下「新ビジョン」という。)や、「仙台市総合計画 2020*」・「仙台市震災復興計画*」などを踏まえて策定しています。

■ 仙台市水道事業の計画体系



- * 新水道ビジョン・・・厚生労働省が 50 年、100 年後を見据えた水道の理想像を明示するとともに、その理想像を具現化するために取り組むべき事項や方策、関係者の役割分担を具体的に示したもの。平成 25 年 3 月策定。
- * 仙台市総合計画 2020・・・21 世紀半ばに向けて仙台が目指す都市の姿を示した「基本構想」と、それを実現するために平成 23～32 年度の 10 年間で取り組む施策の方向性や目標を示す「基本計画」、概ね 3 年間の行動計画や参考となる指標を示す「実施計画」の 3 つで構成される市政全般にわたる計画。
- * 仙台市震災復興計画・・・東日本大震災からの復旧・復興に向けて取り組むべき施策の体系化・計画的推進により、一日も早い復興を達成するため、仙台市総合計画 2020 の「基本計画」を補完するものとして策定された計画。計画期間は平成 23～27 年度の 5 年間。